

15. 介護保険事故報告について

令和5年度事故報告集計（令和5年4月1日～令和6年3月31日受付分）

(1) 報告件数 490件

(2) サービス種別

サービス種別	R4件数	R5件数	構成比	対前年増減率
訪問介護	1	0	0.00%	-100.00%
訪問入浴	0	0	0.00%	-
訪問看護	2	1	0.20%	-100.00%
訪問リハビリテーション	0	0	0.00%	-
(地域密着型)通所介護	37	50	10.20%	35.14%
通所リハビリテーション	3	3	0.61%	0.00%
短期入所生活介護	38	31	6.33%	-18.42%
特定施設入居者生活介護	39	28	5.71%	-28.21%
居宅介護支援	0	0	0.00%	-
福祉用具貸与	0	0	0.00%	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	2	0.41%	-33.33%
認知症対応型通所介護	1	5	1.02%	400.00%
小規模多機能型居宅介護	27	38	7.76%	40.74%
認知症対応型共同生活介護	113	103	21.02%	-8.85%
看護小規模多機能型居宅介護	3	3	0.61%	0.00%
(地域密着型)介護老人福祉施設	134	106	21.63%	-20.90%
介護老人保健施設	67	99	20.20%	47.76%
介護療養型医療施設	1	0	0.00%	-100.00%
介護医療院	22	21	4.29%	-4.55%
合計	491	490	100.00%	-0.20%

(3) 損害賠償の有無

損害賠償の有無	件数	構成比
有	22	(4.49%)
無	468	(95.51%)
合計	490	(100.00%)

(4) 利用者の性別

性別	人数	構成比
男	90	(18.37%)
女	395	(80.61%)
不明	5	(1.02%)
合計	490	(100.00%)

(5) 利用者の年齢

年齢	人数	構成比
70歳未満	10	(2.04%)
70～75歳未満	18	(3.67%)
75～80歳未満	32	(6.53%)
80～85歳未満	63	(12.86%)
85～90歳未満	135	(27.55%)
90～95歳未満	143	(29.18%)
95～100歳未満	70	(14.29%)
100歳以上	14	(2.86%)
不明	5	(1.02%)
合計	490	(100.00%)

(6) 事故の原因

原因	件数	構成比
薬の管理にかかる不備	222	(45.31%)
転倒	172	(35.10%)
送迎中の事故	4	(0.82%)
転落	14	(2.86%)
誤嚥	5	(1.02%)
その他	28	(5.71%)
不明	45	(9.18%)
合計	490	(100.00%)

(7) 事故の内容

内容	件数	構成比
誤薬	221	(45.10%)
骨折	209	(42.65%)
死亡	10	(2.04%)
離設	4	(0.82%)
その他	46	(9.39%)
合計	490	(100.00%)

(8) 事故の場所

場所	件数	構成比
共有スペース(談話室、食堂等含む)	160	(32.65%)
入所施設の居室(療養室、病室等含む)	182	(37.14%)
屋外(離設・車輛事故含む)	4	(0.82%)
廊下	10	(2.04%)
トイレ(洗面所含む)	21	(4.29%)
浴室(脱衣所含む)	10	(2.04%)
利用者の自宅	11	(2.24%)
その他(階段、玄関、不明等含む)	92	(18.78%)
合計	490	(100.00%)

○誤薬事故について

誤薬事故の多くは、与薬にかかわる一連の従業者の手順ミス、思い込み、確認不足が原因となっています。また、再発防止策を講じたにもかかわらず、類似の事故が続く事例も少なくありません。

各事業所で定めるマニュアルが、現在の運営体制に沿うものであり、かつ、適正に機能するものか見直したうえで、事業所内での周知を徹底されますようお願いいたします。

16. 事故報告の変更について

事故の発生時には関係機関への報告と併せ、本市に対しても事故報告書の提出をお願いしておりますが、この度厚生労働省より、報告された事故情報を分析するために事故報告の様式の標準化や事業所の負担軽減を図る観点から事故報告の標準報告様式が示されました。

それに伴い、本市においても従来の様式及び報告の基準を次頁以降に示すとおり見直すことといたしましたのでお知らせします。

新しい様式への完全移行は、令和7年10月1日を予定しておりますので、事業所におかれましては、順次移行していただくようお願いします。

なお、これまでの様式についても令和7年9月30日報告分までは、使用されても差し支えありません。

併せて、平成27年12月2日付「誤薬に係る事故報告の取扱いについて（留意事項）」（39ページに掲載）については、この度の取扱いの変更により廃止としますが、報告が不要と判断された誤薬や与薬等を含む事案についても事故であることには変わりありませんので、ヒヤリハット等確実に記録に残した上で、再発防止に努めていただくようお願いいたします。

事故報告の範囲

○下記1から5の事故については、原則として全て報告すること。

1. 死亡に至った事故

2. 医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故のうち、次に該当するもの

重体・重症	1週間程度以上の入院を要するもの
重傷	骨折、または1週間程度以上の入院を要するもの

3. 誤薬に関するもの ※【薬の種類及び効能】の該当欄についても、漏れなく記入してください。

<ul style="list-style-type: none"> ・与薬漏れ ・与薬相手の誤り ・過剰投与 ・与薬すべき時間や量の誤り 等 	<p>医師(施設の勤務医、配置医を含む。)の診断を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療(投薬、処置等)・入院の期間は問わない。 ・薬の種類は問わない。 <p>※ただし、以下の場合は報告を求めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話等により医師(施設の勤務医、配置医を含む。)に指示を仰いだ結果が、 1.「速やかに与薬」の指示のみであった場合 2.「経過観察の結果、体調に変化がなければ次回以降通常の与薬」の指示のみであった場合(例:経過観察のために血圧測定等を行ったが、結果的に体調の変化がなかった等)
---	---

4. 損害賠償を要するもの

介護サービス提供により、損害賠償責任が発生又は発生するおそれのあるもの	<p>上記1から3に該当しない事故(報告範囲外の事故)の内、原則、次にあげるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒 ・異食 ・転落 ・受傷 ・誤薬、与薬漏れ等 ・誤嚥・窒息 ・医療処置関連(チューブ抜去等)
-------------------------------------	--

5. その他

徘徊、行方不明、離脱	・利用者が見つからずに外部から協力を得た場合。
------------	-------------------------

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

職員(従業者)による利用者送迎時の交通事故	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対するサービス提供に支障が生じた場合。 ・事業者が送迎を委託している場合は、委託先の職員(従業者)が送迎時に交通事故を発生させた場合を含む。
職員(従業者)の法令違反・不祥事等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の処遇に影響があるもの。 例:利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失 ・事業者が業務の一部を委託している場合は、委託先の職員(従業者)が当該業務に関して行った法令違反・不祥事等を含む。
その他、事業者が必要と判断した場合	

※原則、原因が利用者に対するサービス提供に起因するもの。または、その可能性があるもの(原因不明を含む。)

※感染症胃腸炎及びインフルエンザ並びに新型コロナウイルス感染症又は食中毒の発生に関しては別途報告が必要な場合があります。

令和6年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況											
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者			<input type="checkbox"/> 子、子の配偶者			<input type="checkbox"/> その他（ ）			
		報告年月日	西暦		年		月		日			
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体			<input type="checkbox"/> 警察			<input type="checkbox"/> その他				
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定	自治体名（ ） 警察署名（ ） 名称（ ）										
損害賠償(保険適用の有 無に関わらず)	<input type="checkbox"/> 有			<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 検討中			損害賠償の内容 ()		
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分 析)	(できるだけ具体的に記載すること)											
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)											
9 その他 特記すべき事項												

廃止

平成27年12月 2日

下関市福祉部介護保険課

下関市福祉部長寿支援課

誤薬に係る事故報告の取扱いについて（留意事項）

1. 事故報告の対象となる誤薬とは？

（1）基本的な考え方

服薬介助に関し、事業所従業者の行為に瑕疵がある場合が、事故報告の対象となります（例：本来服薬すべき時間を忘れて与薬を行っていなかった場合、誤った種類や数の薬を利用者に与薬した場合）。利用者に対する個別のケア手順に沿っているかなどを踏まえ、適宜事業所にて判断してください。

（2）医師が「服用しなくても問題なし」と判断している場合

医師がその薬を「服用しなくても問題なし」と判断している場合については、事前にそのような指示を受け、個別のケア手順として整理されているのであれば事故報告の対象外ですが、事後確認であれば、個別のケア手順に沿っていないため、報告が必要です。

（3）利用者の身体への影響との関係

上記に係る誤薬があれば、利用者の身体への影響の有無に関係なく、事故報告の対象となります。

2. 事故報告に求められる内容

次頁に、誤薬に係る事故報告書に記載すべき内容のうち、主なものを例示いたしますので、事故報告を行う際の参考としてください。

誤薬に係る事故報告書に記載すべき主な内容

〔例1〕与薬漏れ（薬の飲ませ忘れ）

1	薬の種類（名称、効能）。
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
3	その後服薬したのか？または、どのような対応を取ったのか？
4	家族へ報告したのか？
5	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）。
6	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
7	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
8	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

〔例2〕与薬相手の誤り（Aに誤ってBの薬を飲ませた場合）

1	Aに飲ませた薬の種類（名称、効能）。
2	Aが飲むべきであった薬の種類（名称、効能）。
3	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
4	Aはその後本来の薬を飲んだのか？または、どのような対応を取ったのか？
5	Bはその後本来の薬を飲んだのか？または、どのような対応を取ったのか？
6	Aが服薬したBの薬は事業者が弁償するのか？
7	家族へ報告したのか（A・B共に）？
8	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）。
9	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
10	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
11	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

※Bに対する事故（与薬漏れ）にも該当する場合、A、Bそれぞれに係る事故報告が必要。

〔例3〕与薬すべき時期の誤り（複数回分の薬を一度に飲ませた場合、昼の薬を朝に飲ませた場合、別の頓服薬と誤って与薬した場合など）

1	薬の種類（名称、効能）。
2	いつ、なぜ、事故に気づいたのか？（事故の発覚が遅れた場合は特に重要）
3	その後服薬したのか？または、どのような対応を取ったのか？
4	飲ませた薬を本来服薬すべきだった時期には、どのような対応を取ったのか？（定期薬の場合）
5	家族へ報告したのか？
6	医師等へ指示を仰いだか？仰いだ場合は指示の内容。仰がない場合は仰がない根拠（誰がなぜ仰がないと判断したのか？）。
7	従業者は手順どおりにケアを行っていたか？原因に従業者がマニュアルに沿った行動を取らなかった点はなかったか？
8	再発防止策で記載した内容がマニュアルの内容を記載したものとはなっていないか？再発防止の内容はいままでの手順とどのように異なるのか？
9	事故後の利用者の状態像に変化はないか？

17. 運営規程の人員の員数の変更に係る変更届について

「指定居宅サービス等及び指定予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等の一部改正に伴い、運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」については、令和3年度より指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能となりました。（ただし、「0（ゼロ）人以上」と記載することは実際の配置の人数が分からないため不適當です。）

また、運営規程の人員の員数の変更に係る変更届は年1回とし、7月1日時点の従業者の員数が、前年7月1日の従業者の配置状況と比較して人員数に変更があれば、提出をお願いします。

（「〇人以上」/具体的に「〇人」と記載する場合のどちらについても同じです。）

※来年度の変更届の提出期限については、別途お知らせします。

提出にあたり、下記のとおり例を示しますので参考にしてください。

(例1)介護職員 A が令和6年12月1日に退職した場合（介護職員6名→5名）

▶変更届の提出が必要。提出物は下記のとおり

・変更届

（日付：提出日、変更事項：従業者の変更、変更年月日：令和7年7月1日）

・運営規程

・令和7年7月の勤務表

(例2)介護職員 A が令和6年12月1日退職し、介護職員 B が令和7年2月1日入職した場合（介護職員6名→5名→6名）

▶変更届の提出は不要。

(例3)指定基準上必要な資格を有する従業者 A(看護職員等 なお、次項「従来どおり変更届が必要な事項②」を除く。)が令和6年12月1日退職し、指定基準上必要な資格を有する従業者 B が A に代わり同日入職した場合（指定基準上必要な資格を有する従業者の入れ替わりはあるが、員数は変更なし）

▶変更届の提出は不要。

資格者証の写しの提出も不要ですが、運営指導時等、市から求められた場合は速やかに提出できるようにしておくこと。

※加算に関わる提出物（届出書、資格者証）の取扱いはこれまでどおりです。

※各事業所におかれましては、法令遵守での運用をお願いいたします。

なお、運営規程の人員数を変更する都度変更届を提出しており、直近に提出した運営規程と令和7年7月1日時点の運営規程を比較して変更がない場合は、上記の基準は適用する必要はありません。

例) 令和7年5月1日時点に運営規程の人員数の変更に関する変更届の提出をしている場合、令和7年7月1日時点と令和6年7月1日時点と比較して運営規程の変更が生じていたとしても、令和7年5月1日時点と令和7年7月1日時点と比較して変更が生じていないのであれば、変更届は不要です。

※従来どおり変更届が必要な事項

- ①従業者の員数の変更以外に関する運営規程の変更については、従来どおり変更後10日以内に変更届を提出してください。
- ②あわせて、指定した事業所点施設の名称及び所在地が変更になった場合など、介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合についても、従来どおり変更の都度、変更届の提出が必要ですのでご注意ください。

※注意事項

- ・人員数の変更により運営規程に変更が生じた場合、変更届の提出の有無に関わらず、各事業所（施設）において運営規程の変更を必ず行ってください。
- ・新規事業者については、上記規程の「前年7月1日の従業者の配置状況」を「新規指定時の従業者の配置状況」と読み替えるものとする。
- ・変更届には、開設許可事項変更申請書を含みます。

18. 重要事項説明書の従業員の勤務体制の記載について

「運営規程等に記載する従業員の「員数」の取扱いについて（通知）（令和3年4月16日下介第722号）」で通知しているとおおり、運営規程や重要事項説明書に記載する従業者の「員数」については、令和3年度より指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能となりました。

重要事項説明書には、従業員の員数の記載にかかる項目として、従業員の職種、職務の内容の他に、“従業員の勤務体制”の記載が求められております。従業員の勤務体制については、従来より、職種ごとの常勤・非常勤の別、兼務関係について記載するよう指導してまいりました。しかしながら、員数の記載の簡略化に伴い、令和5年度より、従業員の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数は必ず記載することとし、兼務関係の記載については事業者判断とします。

また、事業所に掲示が必要な項目としての従業員の勤務体制についても同様です。掲示については、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することが必要ですので、従業員の勤務体制の記載につきましても、分かりやすい記載をお願いします。

19. 虐待の防止のための措置の運営規程等への表記方法について

令和3年度介護保険制度改正により、運営規程に記載しなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されました。また、重要事項説明書には上記の事項を含んだ「運営規程の概要」を記載する必要があります。

このうち、責任者の記載方法について、以下のとおり例示しますので、運営規程及び重要事項説明書の変更並びに運営規程の本市への届出において遺漏がないようお願いいたします。

＜運営規程（記載例）＞

（虐待防止に関する事項）

第〇〇条 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待を防止のための従業者に対する研修を年〇回以上実施する。
- （2）虐待の防止に係る責任者を選定する。

役職：管理者

- （3）虐待の防止のための指針を整備する。
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年〇回開催する。

2 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

※「責任者」とは、虐待防止委員会の責任者を指します。（虐待を防止するための措置を適切に実施するために置く必要がある「専任の担当者」と同一の従業者が務めることが望ましい。）

※運営規程において、「責任者」の氏名等の記載は不要とします。当て職とし、「管理者」など、役職名を記載する方法でも差し支えありません。

＜重要事項説明書（記載例）＞

○ 虐待の防止について

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

（１）虐待の防止に係る責任者を選定します。

役職：管理者、氏名：〇〇〇〇

（２）虐待を防止のための従業者に対する研修を年〇回以上実施します。

（３）虐待の防止のための指針を整備します。

（４）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年〇回開催します。

また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

※重要事項説明書は、契約時に利用者等に説明を行うためのものであることを踏まえ、「責任者」の役職のみではなく氏名まで記載することが望ましいです。

20. 身体的拘束等の適正化について

介護保険法では、高齢者の尊厳を守るため、原則として、身体的拘束等を行うことを禁止しています。

令和5年（2023年）3月9日発出下介第564号「例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス種別について（通知）」において、例外的に身体的拘束等を行うことができるサービス種別以外のサービスにおいては、いかなる場合でも身体的拘束等を行うことは認められない旨通知しておりましたが、令和6年度制度改正により**全てのサービス種別**において、「緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない」規定となりました。

したがって、上記通知については、その取扱いを終了いたします。

なお、例外的に身体的拘束等を行う際には、一連の手続きにあたって、厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月 厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議作成）を参照のうえ、適切な対応をお願いします。

また、身体的拘束等については、当該利用者の状況から切迫性、一時性、非代替性（緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の三要件）を検討した結果、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ず実施するものであることから身体的拘束等を実施する都度、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況だけでなく、緊急やむを得ない理由についても、可能な限り詳細に記録できるようあらかじめ様式を定めておいてください。

※身体的拘束は原則禁止です

正当な理由なく高齢者の身体を拘束することは身体的虐待に該当します。

身体的拘束等は、利用者本人にとって身体的、精神的、社会的弊害をもたらし、利用者の自立を阻害することになります。そして、それは例外的に身体的拘束等を行う場合であっても、身体的拘束等を行う以上、それらの弊害が軽減されるわけではありません。

施設系サービス、居住系サービス等については、基準を満たしていない場合には、身体拘束廃止未実施減算が適用されるため、基準を遵守するようお願いします。

介護保険最新情報 Vol. 1345 「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について」（令和7年1月20日発出）

【(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 身体拘束廃止未実施減算の適用について

問1 利用者に対して身体的拘束等をしていない場合においても、身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

なお、施設系サービス及び居住系サービスにおいても同様である。

問2 運営指導等で行政機関が把握した身体的拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件（切迫性、非代替性、一時性）全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

終了

下 介 第 5 6 4 号
令和5年(2023年)3月9日

各介護サービス事業所・施設 管理者 様

下関市長 前田 晋太郎
(公 印 省 略)

例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス種別
について (通知)

平素より本市介護保険事業の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき、厚く
お礼申し上げます。

標記の件につきまして、介護保険法では、高齢者の尊厳を守るため、原則と
して、身体的拘束等を行うことを禁止しております。

その上で、緊急やむを得ない場合に、例外的に身体的拘束等を行うことので
きるサービス種別について、下記のとおりそれぞれの運営基準に定めておりま
す。

各サービス事業所におかれましては、研修等の機会を活用し、身体的拘束等
の禁止及び例外的取扱について周知徹底していただくようお願いいたします。

記

1 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件の規定があるサービス種別一覧

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所生活介護 | <input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護 |
| <input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所療養介護 | <input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護 |
| <input type="checkbox"/> (介護予防)特定施設入居者生活介護 | <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 |
| <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 | <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 | <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 | <input type="checkbox"/> 介護医療院 |

2 留意事項

前項のサービス種別以外のサービスにおいては、いかなる場合でも身体的
拘束等を行うことは認められません。

前項のサービス種別以外のサービスを利用している方が、身体的拘束を行
わなければ適切なサービス提供ができない状態である場合は、居宅介護支援
専門員等と連携の上、サービス種別及びサービス内容等について検討する必
要があります。

〒750-0006
下関市南部町21番19号 下関商工会館4階
下関市役所介護保険課事業者係
電話(083)231-1371 FAX(083)231-2743

21. 令和6年度報酬改定により規定された減算について

令和6年4月1日より義務化された事項、義務化に伴い新たに適用される減算についてお知らせいたします。

※身体拘束廃止未実施減算については、「20. 身体拘束等の適正化について」46頁を参照ください。

1. 高齢者虐待防止措置未実施減算

対象：(介護予防)居宅療養管理指導、特定(介護予防)福祉用具販売を除く全サービス

概要：虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、発生した場合の再発防止のため、以下の要件を満たさない場合、減算が適用されます。

- 要件：1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催すること。
2 虐待の防止のための指針を整備すること。
3 指針に基づいた研修をサービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施すること。(次頁参照)
4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※運営規程に1~4の措置を規定し、下関市へ届出が必要です。
運営規程の表記方法については44頁を参照してください。

減算：上記1~4の要件がどれか一つでも欠けると減算が適用されます。

- ・減算単位：所定単位数の100分の1相当(利用者全員について対象)
- ・減算期間：事実が生じた月の翌月~改善が認められた月まで
- ・減算の場合の対応

速やかに改善計画を下関市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を下関市に報告する。

経過措置：経過措置なし

((介護予防)福祉用具貸与は 令和9年3月31日 までの間、減算は適用されません。)

介護保険最新情報 Vol. 1345 「高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係るQ&Aの周知について」(令和7年1月20日発出)

【全サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く）】

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算の適用について

問1 高齢者虐待防止のための研修を年に何回以上行わなければ減算の対象となるか。

(答)

「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等、各サービスの指定基準の解釈通知にてお示ししている虐待の防止に係る事項の規定を参照されたい。

なお、研修の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下の通り。

・年に2回以上

(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

・年に1回以上

訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

2. 業務継続計画未策定減算

対象：(介護予防) 居宅療養管理指導、特定(介護予防) 福祉用具販売を除く全サービス

概要：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的なサービス提供及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、以下の業務継続計画を策定していない場合、減算が適用されます。

要件：1 感染症に係る業務継続計画を策定すること。
2 災害に係る業務継続計画を策定すること。

減算：上記1・2のどちらか一つでも未策定だと減算が適用
(利用者全員について対象)

- ▶減算単位：所定単位数の100分の3相当(施設系、居住系サービス)
所定単位数の100分の1相当(その他のサービス)
- ▶減算期間：基準を満たさない事実が生じた月の翌月~解消されるに至った月まで
(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月~解消されるに至った月まで)
- ▶経過措置：居宅介護支援、介護予防支援、訪問系サービス、福祉用具貸与
⇒令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。
上記以外のサービス
⇒以下の要件を満たせば令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。
<要件> 1 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
2 非常災害に関する具体的計画の策定
※1・2のいずれも整備されていることが必要です。

※業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施についても義務化となっています。(減算の算定要件にはなりません)

22. 介護保険サービス事業者関係通知集のホームページ掲載について

過去に下関市が介護保険サービス事業者宛に発出した通知や取扱いのうち、代表的なものを下関市ホームページに掲載しています。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 分類でさがす
- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 通知集

なお、以下の項目については、掲載場所が異なりますのでご注意ください。

- ・「同居家族等がいる場合の生活援助の算定」について
- ・「認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所」について
- ・軽度者に対する（介護予防）福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン
- ・施設・事業所内で感染症が発生した場合
- ・施設・事業所内でインフルエンザが発生した場合

〔上記項目のホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 分類でさがす
- しごと・事業者
- 介護保険サービス事業者
- 加算手続き・各種申請様式
- 介護保険サービス事業の申請様式等について（訪問通所系サービス）
又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（施設系サービス）
又は 介護保険サービス事業の申請様式等について（地域密着型サービス）